

令和8年度 水戸市立河和田小学校いじめ防止基本方針

第1 基本方針策定にあたって

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

2 基本方針

児童に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条第1項〕

4 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（参考：いじめ防止対策推進法第4条）

5 いじめの防止等のために取り組む姿勢

学校、家庭、地域住民等が、いじめの防止に向けた共通の認識を図り、連携して、児童とともに取り組んでいく。

(1) 学校

学校は、全ての児童にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童同士及び児童と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていく。

具体的には、学校の教育活動において、全員で取り組むこと、児童一人一人を大切にすること、集団の一員として自己有用感を醸成することなど、日常生活が大切になってくる。また、いじめが発生した場合には、直ちに管理職に報告し、いじめを受けた児童の立場を最優先に考慮し、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、初期対応を重視し、他の業務に優先して取り組む。さらに、いじめを行った児童や傍観している児童には、いじめを受けた児童の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努める。（参考：いじめ防止対策推進法第8条）

(2) 教員及び教員以外のスタッフ

教員は、児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解しようとすることに努める。また、いじめが起こる構造について理解を深め、いじめを起こさない集団づくりやいじめに敏感に気付くための研修等に積極的に取り組んでいく。そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教員任せにすることなく、全教職員による組織で取り組む体制をつくる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、その職務の専門性を生かし、児童や保護者が安心してその支援を受けられるようにするとともに、教員以外のスタッフともチームを組んで対応していくように努める。（参考：いじめ防止対策推進法第8条）

(3) 児童

児童一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。また、いじめを自分の問題として捉え、児童自らがいじめについて学び、いじめ防止の取組を活性化させる。

(4) 家庭

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめを受けている側の立場になって考える姿勢をもち、子どもに適切な教育をすることが必要であるとともに、日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておく。また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子どもとともに悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。(参考：いじめ防止対策推進法第9条)

(5) 地域住民

地域住民は、我が子だけでなく、地域の児童たちにも関心をもち、学校、家庭と協力しながら地域の児童を見守り、育てる意識をもって対応することが大切である。

6 いじめを解消するための基本的な姿勢

学校は、児童のために存在するとの基本的認識に立ち、いじめを受けた児童を救済することを最優先に考え、行動する。

(1) 学校長

ア いじめを受けた児童を救うための方策を第一に考え、全職員で対応するためにリーダーシップを発揮し、学校全体の指導体制を構築する。

イ 犯罪と考えられるいじめの行為については、警察等との連携を深め、毅然とした対応をとる。

(2) 教職員

ア 教職員は、児童の最大の心の理解者として、共感的理解に立った行動をとる。

イ いじめを行った児童についても健全に成長させようとする姿勢をもつ。

第2 いじめの防止等のための本校の取組

1 学校いじめ防止対策委員会の設置

(参考：いじめ防止対策推進法第22条)

〈構成メンバー〉 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係教職員 等

〈必要に応じて〉 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

〈活動〉

- ・いじめに関する相談・通報の窓口
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案発生時の対応に関すること
- ・いじめの防止についての理解・啓発に関すること
- ・指導の経過等や協議内容等は記録し、整理・保存（原則として、当該事案が終了した翌年度から5年間）する。

2 いじめの未然防止に向けた取組

(参考：いじめ防止対策推進法第15条)

(1) 学校の教育活動において、全ての教職員で取り組む。

(2) 児童一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていき、集団の一員として自己有用感を育てる取組を行う。

(3) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(4) 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難し

ている児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。さらに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- (5) 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進する。
- (6) いじめの防止に資する児童による自主的な活動の取組の充実を図る。
- (7) いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」を基とした本校独自の取組の充実を図る。
{挨拶運動、ハートタイム（いじめ解決フォーラム）、いじめ防止ワークショップ、人権教室、等}

3 いじめの早期発見に向けた取組 （参考：いじめ防止対策推進法第16条）

- (1) 定期的実施しているアンケート調査により、いじめの実態を適切に把握し、必要に応じて担任等との教育相談を実施する。また、アンケートの結果を過信せず、日常の児童の様子を把握することに努め、気になったときにはすぐに面談等を行う。面談での情報は、面談を行った教職員のみにとどめず、担任や学年主任、児童に関わる職員で共有し、さらに、家庭との連携に努める。
- (2) 保護者と連携するとともに、児童の小さな変化に気付くことができるよう、アンテナを高くし、児童の観察に努める。（交友関係・体調や表情、服装の乱れや言葉遣い、欠席及び遅刻や早退状況、持ち物の紛失や破損等、金銭の使い方、保健室への訪問回数、放課後の過ごし方等）
- (3) スクールカウンセラーや養護教諭等を活用し、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。
- (4) 校内オンライン相談窓口を開設したり、教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用したり、様々な相談窓口を周知したりなどし、1人1台端末のアンケート機能を活用して、児童が気軽に相談できる環境を推進する。
- (5) 児童の変化を察知するために、日々の記録を蓄積しておく。また、担任は、小さな変化や児童からの相談についても一人で抱え込まず、学年主任又は、生徒指導主事等に報告する。気になることは、複数の教職員で確認し、情報の共有を行う。（職員集会、学年会、随時）

4 いじめ防止対策のための教職員の資質向上 （参考：いじめ防止対策推進法第18条）

- (1) いじめに対する正しい認識について、教職員で共通理解するとともに「いじめ防止基本方針」の確認をする。
- (2) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。
- (3) 校長のリーダーシップの下に危機管理意識を高め、年度当初には、全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施する等、教職員の意識改革や資質の向上を図る。

5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 （参考：いじめ防止対策推進法第19条）

インターネットや携帯電話（LINE等）等を通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルへの理解を深める講演会等を実施する。

6 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携 （参考：いじめ防止対策推進法第23条）

児童の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為（触法行為を含む。）として扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

- (1) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底
 - ア 学校と警察が、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図る。
 - イ 児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行う。
 - ウ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察へ相談・通報を行い、学校として適切な対応を行う。
- (2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化
学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する
- (3) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

7 いじめの解消について

(1) 「いじめの解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(2) いじめの解消に向けた取組

ア いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。

イ いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。

ウ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童による、いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。

エ 傍観している児童に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。

オ パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に実態把握・事実確認を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、警察等の関係機関の協力を求める。

カ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じる。

キ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置を講じる。

ク 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

8 重大事態への対処

(参考：いじめ防止対策推進法第28条)

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

○ 重大事態に該当するが、被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。

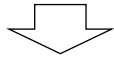
○ 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(3) 重大事態への対処の流れ

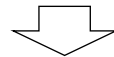
① 教育委員会を經由し、市長へ報告

[必ず報告する事項]

- いじめを受けた児童の氏名・学年・性別
- 被害の状況、欠席の状況、その他児童の状況
- 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその内容

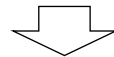


② 調査主体の判断：教育委員会が調査主体（教育委員会又は学校）を判断



③ 調査組織の設置

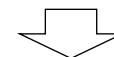
- 教育委員会の場合、調査委員会が行う。
- 学校の場合は、いじめ防止対策委員会を母体として調査組織を設置する。教育委員会が学校いじめ防止対策委員会に指導助言や人的支援調査結果の情報提供についても内容・方法・時期について助言・指導



④ 調査方針の説明

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

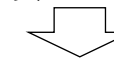
- 説明事項：調査の目的・目標、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供
- ※ 特に調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明する。



⑤ 調査の実施

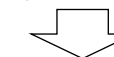
主に聴き取りによる調査を実施

- 聴取の対象者：いじめを受けた児童、保護者、教職員（学年、学級）、関係する児童等
- 聴取内容：いじめの行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情、児童の人間関係等にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等



⑥ 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

- 重大事態の発生から1か月程度を目途に、書面による聴取内容のとりまとめ
- 聴取内容を踏まえて今後の支援方策を検討



⑦ 当該児童・保護者への情報の適切な提供

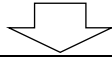
- 聴取内容及び支援方策を、いじめを受けた児童及び保護者に説明
- いじめを受けた児童又はその保護者の所見を聴取結果の報告書に添えることができる旨を説明



⑧ 聴取の結果を市長に報告

- 聴取の結果を書面で市長に報告

- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、再調査委員会を設置し、再調査を実施
- 市長が再調査を行った場合、その結果は議会に報告



⑨ 調査結果を踏まえ、当該重大事態へ対処するとともに同種の事態の発生防止のため必要な措置

(4) 重大事態の国への報告

文部科学省及び子ども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第 28 条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。

第3 その他

1 取組の評価及び検証

学校の取組の評価及び検証

学校評価において、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

2 学校いじめ防止基本方針の見直し

国のいじめ防止対策推進法の施行状況等、水戸市いじめ対策基本方針を勘案して、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、毎年度、点検・見直しを図る。

令和8年4月8日 改定

水戸市立河和田小学校校長 石津 美代子